

2015 年 4 月 9 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 376 号 ）

国務院、 『預金保険条例』を公布 払戻上限を 50 万元に設定

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2015 年 2 月 17 日付で『預金保険条例』（国務院令第 660 号、以下『条例』という）を公布しました。預金者の預金を一定限度額まで保護し、銀行等の金融機関が破綻した場合にその払戻を行う預金保険制度が導入されます。『条例』は、2015 年 5 月 1 日より施行されます。

『条例』によると、預金保険の払戻限度額は 1 預金者 1 金融機関につき元本と利息を合算して 50 万元。日本の預金保険制度とは異なり、外貨預金も保護対象となります。一方、預金保険への加入が義務付けられるのは、預金を取り扱う銀行業金融機関（商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社等）で、外国銀行の支店や中国系銀行の海外支店は対象外となっています。

国務院は 1993 年 12 月、『金融体制改革に関する決定』（国発[1993]91 号）を公布。金融機関が破綻することを容認する一方で、預金保険基金を設立する方針を明記しました。それから約 20 年、この方針がようやく『条例』の形で結実したことになります。中国人民銀行（PBOC）は 2013 年末の預金状況を前提に、50 万元の限度額設定によって 99.63%の預金者の預金全額を保護できるとしています。

□ 差別料率でモラルハザードを防止

『条例』は、預金保険の保護対象や保険加入が義務付けられる金融機関、預金保険基金の管理や保険事故発生時の処理方法を定めています。預金保険の保護対象となるのは、1 預金者 1 金融機関につき元本と利息を合算して 50 万元までとなり、50 万元を超える預金については破綻した金融機関の清算資産に応じて払戻が行われます（第 5 条）。

保険加入対象となるのは、預金を取り扱う銀行業金融機関です（第 2 条）。金融機関が支払う預金保険料率は基準料率とリスク差別料率で構成されており、破綻リスクが高いとみなされた金融機関には割増のリスク差別料率が課される形となっています（第 9 条）。これは、個別の銀行が預金保険というセーフティネットの存在を前提として、市場で過剰なリスクを取るモラルハザードを防止する狙いがあります。

『条例』は、**預金保険基金管理機構**が各金融機関の保険料率の確定、預金保険料の徴収、預金保険基金の運用・管理、金融機関に対する早期是正措置の採用、預金者への預金払戻等の職責を担うと明記しています（第7条）。管理機構は、金融機関の破綻が発生した場合に適格な金融機関に委託して預金の払戻を代理させることができるほか、他の金融機関に担保や資金援助等を提供して破綻金融機関の業務や資産を引き受けさせることも可能になっています（第18条）。なお、管理機構が金融機関の清算を実施した場合や人民法院が金融機関の破産申請を受理した場合、管理機構は7営業日以内に十分な額の預金払戻を行わなければならないとしています（第19条）

【図表1】中国の預金保険制度の保護範囲

	預金分類	保護範囲
保険対象	✓ 個人貯蓄預金 ✓ 企業・単位の預金 ※ 人民元と外貨の預金	1 預金者 1 金融機関につき元本と利息を合算して 50 万元まで払戻、50 万元を超える部分は破綻金融機関の清算資産に応じて払戻
保険対象外	✓ 金融機関のインターバンク預金 ✓ 金融機関の高級管理人員による当該金融機関への預金 ✓ 預金保険基金管理機構が保護しないと規定するその他の預金	破綻金融機関の清算資産に応じて払戻

（『条例』に基づき、中国アドバイザー部作成）

【図表2】『条例』の主な規定

預金保険基金 の原資	✓ 金融機関が納付する保険料 ✓ 破綻金融機関の清算で分配される財産 ✓ 預金保険基金管理機構が預金保険基金の運用で獲得する収益 ✓ その他の合法的な収入
預金保険基金 の運用先	✓ 中国人民銀行への預入 ✓ 政府債券・中央銀行手形・格付が比較的高い金融債券・その他の高格付債券への投資 ✓ 国務院が批准するその他の資金運用形式
預金保険基金 管理機構の職責	✓ 職責履行と関連する規則の制定・発布 ✓ 預金保険料率標準の制定・調整（国務院による批准が必要） ✓ 各金融機関の適用料率の確定 ✓ 保険料の徴収 ✓ 預金保険基金の管理・運用 ✓ 早期是正措置、リスク対応措置の採用 ✓ 預金者への被保険預金の速やかな払戻 ✓ 国務院が批准するその他の職責
預金保険基金 の使用方法	✓ 限度額内での被保険預金の払戻 ✓ 適格な金融機関に委託して限度額内での被保険預金の払戻を代理させること ✓ 適格な金融機関に担保・損失分担・資金援助を提供し、破綻金融機関の全部・一部の業務・資産・負債を買収・引受させること

（『条例』に基づき、中国アドバイザー部作成）

【図表 3】日本の預金保険制度の保護範囲

	預金分類		保護範囲
預金保険の対象預金	決済用預金	当座預金、利息の付かない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息の付く普通預金、定期預金、定期積金、元本補填契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む）、金融債（保護預り専用商品に限る）等	合算して元本 1000 万円までと破綻日までの利息等を保護、1000 万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる
預金保険の対象外預金	外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債および保護預り契約が終了したもの）等		保護対象外、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる

(預金保険機構の資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 4】預金保険制度の日中比較

	中国	日本
対象金融機関	預金を取り扱う銀行業金融機関（商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社等）	銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、連合会、商工組合中央金庫
外国銀行の支店	保険加入対象外	保険加入対象外
預金保護の対象	個人貯蓄預金、企業・事業単位の預金	決済用預金、一般預金等
外貨預金の保護	保護対象	保護対象外
保護上限額※1	50 万元（元本・利息合算）	【決済用預金】全額 【一般預金等】元本 1000 万円とその利息
保険料の賦課	基準料率＋リスク差別料率	一律
保険料率※2	【基準料率】未発表 【リスク差別料率】未発表	【決済用預金】0.054% 【一般預金等】0.041%

※1. 上限はともに 1 預金者 1 金融機関あたりの金額

※2. 日本の保険料率は 2015 年 4 月 1 日より適用

(中国アドバイザー一部作成)

□ いよいよ金利自由化が実現へ

預金保険制度の導入は、金利自由化を実現するための必須条件とされてきました。銀行金利を自由化すれば市場競争が激化して銀行の利幅が縮小し、経営難に陥る銀行が出てくる可能性があります。個別の銀行の経営難が金融のシステムリスクに発展することを防止するため、金融のセーフティネットを整備することが不可欠となります。具体的には、これまで政府が暗黙の保証を与えてきた銀行預金を預金保険として制度化するとともに、問題ある金融機関の速やかな市場退出を促す破綻処理法制を構築する必要があります。

中国における銀行金利の自由化改革は現在、大詰めを迎えています。PBOC は従来、金融システムの安定化を図るため、銀行貸出・預金金利に制限を設け、金融機関に一定の利ざやを保障してきました。しかし、金利の決定を市場に委ねていく方針を掲げて 1990 年代半ばよりインターバンク金利、外貨金利等で段階的に規制緩和を実施し、2004 年 10 月に人民元銀行貸付金利の上限、預金金利の下限を撤廃。2013 年 7 月 20 日には貸付金利の下限規制を撤廃（個人向け住宅ローンを除く）し、金融機関が市場ニーズや資本コスト、信用リスク等に基づいて貸付金利を自主的に決定できるようにしました。さらに、2014 年 11 月 22 日には、2 年 4 カ月ぶりとなる基準金利の引き下げと同時に、預金金利の上限を基準金利の 110%

から 120%へと拡大¹。2015 年 3 月 1 日の追加利下げ時には、これをさらに 130%まで拡大しています²。

PBOC は、2014 年 11 月 30 日に『預金保険条例』の草案を発表し、公開意見募集を実施しました。PBOC の周小川行長（総裁）は、3 月 5～15 日に開催された第 12 期全国人民代表大会第 3 回会議の期間中に記者会見し、「今年チャンスがあれば、預金利率の上限を開放できるだろう。

【図表 4】 PBOC による金利規制緩和の流れ

2004 年 10 月 29 日	貸付金利の上限規制を撤廃（下限は基準金利の 90%） 預金金利の下限規制を撤廃
2012 年 6 月 8 日	貸付金利の下限を基準金利の 80%まで拡大 預金金利の上限を基準金利の 110%に設定
7 月 6 日	貸付金利の下限を基準金利の 70%まで拡大
2013 年 7 月 20 日	貸付金利の下限規制を撤廃
2014 年 11 月 22 日	預金金利の上限を基準金利の 120%まで拡大
2015 年 3 月 1 日	預金金利の上限を基準金利の 130%まで拡大

（PBOC の発表に基づき、中国アドバイザー一部作成）

（中略）その確率は非常に高いと言えるはずだ」と発言。預金保険制度についても「今年上半期中に導入できる」との見通しを示しており、『条例』の公表が待たれていました。

ただ、『条例』は制度の大枠を規定するにとどまっており、運用面で不明な点も少なくありません。まず、預金保険基金管理機構については「国務院が決定する」とあるのみで、その組織形態等が定められていません。また、預金保険料の基準料率やリスク差別料率の算定基準が明らかになっていないほか、経営が悪化した金融機関に対して採る早期是正措置・リスク処置措置の発動要件や具体的な業務改善内容も明確化されていません。PBOC による説明が待たれるところです。

*

『条例』の詳細については、5 ページからの日本語仮訳および 11 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

¹ 2014 年 11 月の利下げについては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 355 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0360-XF-0105.pdf>

² 2015 年 3 月の利下げについては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 370 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0376-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

国务院 令第 660 号

『預金保険条例』は、すでに 2014 年 10 月 29 日国务院第 67 回常務会議で可決した。ここに公布し、2015 年 5 月 1 日より施行する。

総理 李克強
2015 年 2 月 17 日

預金保険条例

第1条 預金保険制度を構築および規範化し、法に基づき預金者の合法的な權益を保護し、遅滞なく金融リスクを防止および緩和し、金融の安定を維持するため、本条例を制定する。

第2条 中華人民共和国国内で設立した商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社等の預金を受け入れる銀行業金融機関（以下「保険加入機構」という）は、本条例の規定に基づき預金保険に加入しなければならない。

保険加入機構が中華人民共和国国外で設立した分支機構、および外国銀行が中華人民共和国国内で設立した分支機構は、前項の規定を適用しない。ただし、中華人民共和国とその他の国家もしくは地域との間で預金保険制度に対して別途手配がある場合を除く。

第3条 本条例がいう預金保険とは、保険加入機構が預金保険基金管理機構に保険料を納付し、預金保険基金を形成し、預金保険基金管理機構が本条例の規定に基づき預金者に被保険預金を払い戻し、合わせて必要な措置を採って預金および預金保険基金の安全を維持する制度を指す。

第4条 被保険預金には、保険加入機構が受け入れた人民元預金および外貨預金を含む。ただし、金融機関のインターバンク預金、保険加入機構の高級管理人員による当該保険加入機構への預金および預金保険基金管理機構が保険を与えないと規定するその他の預金を除く。

第5条 預金保険は限度額払戻を実行し、最高払戻限度額は人民元 50 万元とする。中国人民銀行は、国务院の関連部門とともに経済発展、預金構造の変化、金融リスクの状況等の要素に基づき最高払戻限度額を調整し、国务院に報告して批准を受けた後、公布して執行する。

同一預金者の同一保険加入機構におけるすべての被保険預金口座の預金元本および利息を合算した資金金額が最高払戻限度額以内にある場合、全額払戻を実行する。最高払戻限度額を超え

る部分は、法に基づき保険加入機構の清算財産から払戻を受ける。

預金保険基金管理機構は、預金者の被保険預金を払い戻した後、払戻金額の範囲内で当該預金者の保険加入機構に対する同じ償還順序の債権を取得する。

社会保険基金、住宅積立金預金の払戻方法は、中国人民銀行が国務院の関連部門とともに別途制定し、国務院に報告して批准を受ける。

第6条 預金保険基金の原資は以下を含む。

- (1) 保険加入機構が納付する保険料、
- (2) 保険加入機構の清算において分配する財産、
- (3) 預金保険基金管理機構が預金保険基金の運用で獲得する収益、
- (4) その他の合法的な収入。

第7条 預金保険基金管理機構は、以下の職責を履行する。

- (1) その職責履行と関連する規則の制定ならびに発布。
- (2) 預金保険料率標準の制定および調整で、国務院に報告して批准を受ける。
- (3) 各保険加入機構の適用料率の確定。
- (4) 保険料の収集。
- (5) 預金保険基金の管理および運用。
- (6) 本条例の規定に基づく早期是正措置およびリスク処置措置の採用。
- (7) 本条例が規定する限度額における預金者の被保険預金の速やかな払戻。
- (8) 国務院が批准するその他の職責。

預金保険基金管理機構は、国務院が決定する。

第8条 本条例施行前にすでに開業した預金を受け入れる銀行業金融機関は、預金保険基金管理機構が規定する期限内に保険加入手続を行わなければならない。

本条例施行後に開業した預金を受け入れる銀行業金融機関は、工商行政管理部門が営業許可証を発給した日から6カ月以内に、預金保険基金管理機構の規定に基づき保険加入手続を行わなければならない。

第9条 預金保険料率は、基準料率およびリスク差別料率で構成する。料率標準は、預金保険基金管理

機構が経済金融の発展状況、預金構造の状況および預金保険基金の累積水準等の要素に基づき制定および調整し、国務院に報告して批准された後、執行する。

各保険加入機構の適用料率は、預金保険基金管理機構が保険加入機構の経営管理状況およびリスク状況等の要素に基づき確定する。

第10条 保険加入機構が納付すべき保険料は、当該保険加入機構の被保険預金および預金保険基金管理機構が確定する適用料率に基づき計算し、具体的な方法は預金保険基金管理機構が制定する。

保険加入機構は、預金保険基金管理機構の要求に基づき定期的に被保険預金残高、預金構造の状況ならびに適用料率の確定、保険料の計算、預金の払戻と関連するその他の必要資料を報告しなければならない。

保険加入機構は、預金保険基金管理機構の規定に基づき、6 カ月ごとに保険料を納付しなければならない。

第11条 預金保険基金の運用は、安全、流動、価値の維持・増加の原則を遵守しなければならず、以下の形式に限る。

- (1) 中国人民銀行への預入、
- (2) 政府債券、中央銀行手形、信用格付が比較的高い金融債券およびその他の高格付債券への投資、
- (3) 国務院が批准するその他の資金運用形式。

第12条 預金保険基金管理機構は、毎会計年度終了の日から 3 カ月以内に預金保険基金収支の財務会計報告、報告表を編制し、合わせて年度報告を編制して、国家の関連規定に基づき公布を行わなければならない。

預金保険基金の収支は、国家統一の財務会計制度を遵守し、合わせて法に基づき監査機関の監査監督を受けなければならない。

第13条 預金保険基金管理機構は、職責の履行において、以下のいずれかの状況を発見した場合、確認を行うことができる。

- (1) 保険加入機構のリスク状況に変化が発生し、適用料率の調整が必要となる可能性がある場合、料率計算に係わる関連状況に対して確認を行うこと。

- (2) 保険加入機構の納付基数に問題が存在する可能性がある場合、その預金の規模、構造および真実性に対して確認を行うこと。
- (3) 保険加入機構が報告した情報、資料の真実性に対して確認を行うこと。

確認において発見した重大な問題に対し、銀行業監督管理機構に通知しなければならない。

第14条 預金保険基金管理機構は、金融監督管理協調メカニズムに参加し、合わせて中国人民銀行、銀行業監督管理機構等の金融管理部門、機構と情報共有メカニズムを構築する。

預金保険基金管理機構は、情報共有メカニズムを通じて保険加入機構に関連するリスク状況、検査報告および格付状況等の監督管理情報を獲得しなければならない。

前項規定の情報が預金保険基金のリスクコントロール、速やかな払戻の保証、差別料率の確定等の需要を満たすことができない場合、預金保険基金管理機構は保険加入機構に遅滞なくその他の関連情報を報告するよう要求することができる。

第15条 預金保険基金管理機構は、保険加入機構に資本不足等の預金の安全および預金保険基金の安全に影響する状況が存在することを発見した場合、それに対してリスク提示を提出することができる。

第16条 保険加入機構が重大な資産損失等の原因により資本充足率の大幅な低下を引き起こし、預金の安全および預金保険基金の安全を深刻に脅かした場合、保険加入機構は預金保険基金管理機構、中国人民銀行、銀行業監督管理機構の要求に基づき、遅滞なく資本の補充、資産増加のコントロール、重大な取引与信のコントロール、レバレッジ率の引き下げ等の措置を採らなければならない。

保険加入機構に前項規定の状況があり、かつ預金保険基金管理機構が規定する期限内に改善されない場合、預金保険基金管理機構はその適用料率を引き上げることができる。

第17条 預金保険基金管理機構は、保険加入機構に『中華人民共和国銀行業監督管理法』第38条、第39条が規定する状況があることを発見した場合、銀行業監督管理機構に法に基づき相応の措置を採るよう提案することができる。

第18条 預金保険基金管理機構は、以下の方式を選択して預金保険基金を使用し、預金者の利益を保護することができる。

- (1) 本条例が規定する限度額内で直接、被保険預金を払い戻すこと。
- (2) その他の適格保険加入機構に委託して本条例が規定する限度額内で被保険預金の払戻を代理させること。
- (3) その他の適格保険加入機構のために担保、損失分担もしくは資金援助を提供し、それに接收された、取り消された、もしくは破産を申請した保険加入機構の全部の、もしくは一部の業務、資産、負債を買収もしくは引き受けさせること。

預金保険基金管理機構は、預金保険基金使用方を立案して前項規定の方式を選択するとき、基金使用コスト最小の原則を遵守しなければならない。

第19条 以下のいずれかの状況があった場合、預金者は預金保険基金管理機構に本条例が規定する限度額内で、預金保険基金を使用して預金者の被保険預金を払い戻すよう要求する権利を有する。

- (1) 預金保険基金管理機構が保険加入機構の接收組織を担当した場合、
- (2) 預金保険基金管理機構が取り消された保険加入機構の清算を実施した場合、
- (3) 人民法院が保険加入機構に対する破産申請の受理を裁定した場合、
- (4) 国务院の批准を経たその他の状況。

預金保険基金管理機構は、本条例の規定に基づき、前項規定の状況が発生した日から7営業日以内に十分な額の預金を払い戻さなければならない。

第20条 預金保険基金管理機構の業務人員に以下のいずれかの行為があった場合、法に基づき処分を下す。

- (1) 規定に違反して保険料を徴収した場合、
- (2) 規定に違反して預金保険基金を使用、運用した場合、
- (3) 規定に違反して遅滞なく、十分な額の預金を払い戻さなかった場合、

預金保険基金管理機構の業務人員が職権を乱用し、職務を怠慢し、国家の秘密もしくは知悉するところの商業秘密を漏洩した場合、法に基づき処分を下す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第21条 保険加入機構に以下のいずれかの状況があった場合、預金保険基金管理機構が期限付きの是正を命令する。期限を超えて是正しない、もしくは情状が深刻な場合、記録を行って当該保険加入機構の適用料率を調整する依拠とする。

- (1) 法に基づき保険に加入しない場合、
- (2) 法に基づき遅滞なく、十分な額の保険料を納付しない場合、
- (3) 規定に基づき情報、資料を送付しない、または虚偽の情報、資料を送付した場合、
- (4) 預金保険基金管理機構が法に基づき行う確認を拒絶もしくは妨害した場合、
- (5) 預金保険基金管理機構による預金保険基金使用方案の実施を妨害した場合。

保険加入機構に前項規定の状況があった場合、預金保険基金管理機構は保険加入機構の主管人員および直接責任人員に対して公示を行うことができる。保険加入機構に前項第(2)規定の状況があった場合、預金保険基金管理機構は日割りで保険料未納部分の0.05%の滞納金を追徴することもできる。

第22条 本条例施行前に、すでに国務院銀行業監督管理機構より法に基づき接收、取消を決定された、もしくは人民法院がすでに破産申請を受理した預金を受け入れる銀行業金融機関は、本条例を適用しない。

第23条 本条例は、2015年5月1日より施行する。

（中国語原文）

国务院 令 第 660 号

《存款保险条例》已经 2014 年 10 月 29 日国务院第 67 次常务会议通过，现予公布，自 2015 年 5 月 1 日起施行。

总理 李克强
2015 年 2 月 17 日

存款保险条例

第一条 为了建立和规范存款保险制度，依法保护存款人的合法权益，及时防范和化解金融风险，维护金融稳定，制定本条例。

第二条 在中华人民共和国境内设立的商业银行、农村合作银行、农村信用合作社等吸收存款的银行业金融机构（以下统称投保机构），应当依照本条例的规定投保存款保险。

投保机构在中华人民共和国境外设立的分支机构，以及外国银行在中华人民共和国境内设立的分支机构不适用前款规定。但是，中华人民共和国与其他国家或者地区之间对存款保险制度另有安排的除外。

第三条 本条例所称存款保险，是指投保机构向存款保险基金管理机构交纳保费，形成存款保险基金，存款保险基金管理机构依照本条例的规定向存款人偿付被保险存款，并采取必要措施维护存款以及存款保险基金安全的制度。

第四条 被保险存款包括投保机构吸收的人民币存款和外币存款。但是，金融机构同业存款、投保机构的高级管理人员在本投保机构的存款以及存款保险基金管理机构规定不予保险的其他存款除外。

第五条 存款保险实行限额偿付，最高偿付限额为人民币 50 万元。中国人民银行会同国务院有关部门可以根据经济发展、存款结构变化、金融风险状况等因素调整最高偿付限额，报国务院批准后公布执行。

同一存款人在同一家投保机构所有被保险存款账户的存款本金和利息合并计算的金额在最高偿付限额以内的，实行全额偿付；超出最高偿付限额的部分，依法从投保机构清算财产中受偿。

存款保险基金管理机构偿付存款人的被保险存款后，即在偿付金额范围内取得该存款人对投保机构相同清偿顺序的债权。

社会保险基金、住房公积金存款的偿付办法由中国人民银行会同国务院有关部门另行制定，报国务院批准。

第六条 存款保险基金的来源包括：

- （一）投保机构缴纳的保费；
- （二）在投保机构清算中分配的财产；
- （三）存款保险基金管理机构运用存款保险基金获得的收益；
- （四）其他合法收入。

第七条 存款保险基金管理机构履行下列职责：

- （一）制定并发布与其履行职责有关的规则；
- （二）制定和调整存款保险费率标准，报国务院批准；
- （三）确定各投保机构的适用费率；
- （四）归集保费；
- （五）管理和运用存款保险基金；
- （六）依照本条例的规定采取早期纠正措施和风险处置措施；
- （七）在本条例规定的限额内及时偿付存款人的被保险存款；
- （八）国务院批准的其他职责。

存款保险基金管理机构由国务院决定。

第八条 本条例施行前已开业的吸收存款的银行业金融机构，应当在存款保险基金管理机构规定的期限内办理投保手续。

本条例施行后开业的吸收存款的银行业金融机构，应当自工商行政管理部门颁发营业执照之日起 6 个月内，按照存款保险基金管理机构的规定办理投保手续。

第九条 存款保险费率由基准费率和风险差别费率构成。费率标准由存款保险基金管理机构根据经济金融发展状况、存款结构情况以及存款保险基金的累积水平等因素制定和调整，报国务院批准后执行。

各投保机构的适用费率，由存款保险基金管理机构根据投保机构的经营管理状况和风险状况等因素确定。

第十条 投保机构应当交纳的保费，按照本投保机构的被保险存款和存款保险基金管理机构确定的适用费率计算，具体办法由存款保险基金管理机构规定。

投保机构应当按照存款保险基金管理机构的的要求定期报送被保险存款余额、存款结构情况以及与确定适用费率、核算保费、偿付存款相关的其他必要资料。

投保机构应当按照存款保险基金管理机构的的规定，每6个月交纳一次保费。

第十一条 存款保险基金的运用，应当遵循安全、流动、保值增值的原则，限于下列形式：

- （一）存放在中国人民银行；
- （二）投资政府债券、中央银行票据、信用等级较高的金融债券以及其他高等级债券；
- （三）国务院批准的其他资金运用形式。

第十二条 存款保险基金管理机构应当自每一会计年度结束之日起3个月内编制存款保险基金收支的财务会计报告、报表，并编制年度报告，按照国家有关规定予以公布。

存款保险基金的收支应当遵守国家统一的财务会计制度，并依法接受审计机关的审计监督。

第十三条 存款保险基金管理机构履行职责，发现有下列情形之一的，可以进行核查：

- （一）投保机构风险状况发生变化，可能需要调整适用费率的，对涉及费率计算的相关情况进行核查；
- （二）投保机构保费交纳基数可能存在问题的，对其存款的规模、结构以及真实性进行核查；
- （三）对投保机构报送的信息、资料的真实性进行核查。

对核查中发现的重大问题，应当告知银行业监督管理机构。

第十四条 存款保险基金管理机构参加金融监督管理协调机制，并与中国人民银行、银行业监督管理机构等金融管理部门、机构建立信息共享机制。

存款保险基金管理机构应当通过信息共享机制获取有关投保机构的风险状况、检查报告和评

级情况等监督管理信息。

前款规定的信息不能满足控制存款保险基金风险、保证及时偿付、确定差别费率等需要的，存款保险基金管理机构可以要求投保机构及时报送其他相关信息。

第十五条 存款保险基金管理机构发现投保机构存在资本不足等影响存款安全以及存款保险基金安全的情形的，可以对其提出风险警示。

第十六条 投保机构因重大资产损失等原因导致资本充足率大幅度下降，严重危及存款安全以及存款保险基金安全的，投保机构应当按照存款保险基金管理机构、中国人民银行、银行业监督管理机构的要求及时采取补充资本、控制资产增长、控制重大交易授信、降低杠杆率等措施。

投保机构有前款规定情形，且在存款保险基金管理机构规定的期限内未改进的，存款保险基金管理机构可以提高其适用费率。

第十七条 存款保险基金管理机构发现投保机构有《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十八条、第三十九条规定情形的，可以建议银行业监督管理机构依法采取相应措施。

第十八条 存款保险基金管理机构可以选择下列方式使用存款保险基金，保护存款人利益：

- （一） 在本条例规定的限额内直接偿付被保险存款；
- （二） 委托其他合格投保机构在本条例规定的限额内代为偿付被保险存款；
- （三） 为其他合格投保机构提供担保、损失分摊或者资金支持，以促成其收购或者承担被接管、被撤销或者申请破产的投保机构的全部或者部分业务、资产、负债。

存款保险基金管理机构在拟订存款保险基金使用方案选择前款规定方式时，应当遵循基金使用成本最小的原则。

第十九条 有下列情形之一的，存款人有权要求存款保险基金管理机构在本条例规定的限额内，使用存款保险基金偿付存款人的被保险存款：

- （一） 存款保险基金管理机构担任投保机构的接管组织；
- （二） 存款保险基金管理机构实施被撤销投保机构的清算；
- （三） 人民法院裁定受理对投保机构的破产申请；
- （四） 经国务院批准的其他情形。

存款保险基金管理机构应当依照本条例的规定，在前款规定情形发生之日起 7 个工作日内足额偿付存款。

第二十条 存款保险基金管理机构的工作人员有下列行为之一的，依法给予处分：

- （一）违反规定收取保费；
- （二）违反规定使用、运用存款保险基金；
- （三）违反规定不及时、足额偿付存款。

存款保险基金管理机构的工作人员滥用职权、玩忽职守、泄露国家秘密或者所知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十一条 投保机构有下列情形之一的，由存款保险基金管理机构责令限期改正；逾期不改正或者情节严重的，予以记录并作为调整该投保机构的适用费率的依据：

- （一）未依法投保；
- （二）未依法及时、足额交纳保费；
- （三）未按照规定报送信息、资料或者报送虚假的信息、资料；
- （四）拒绝或者妨碍存款保险基金管理机构依法进行的核查；
- （五）妨碍存款保险基金管理机构实施存款保险基金使用方案。

投保机构有前款规定情形的，存款保险基金管理机构可以对投保机构的主管人员和直接责任人员予以公示。投保机构有前款第二项规定情形的，存款保险基金管理机构还可以按日加收未交纳保费部分 0.05% 的滞纳金。

第二十二条 本条例施行前，已被国务院银行业监督管理机构依法决定接管、撤销或者人民法院已受理破产申请的吸收存款的银行业金融机构，不适用本条例。

第二十三条 本条例自 2015 年 5 月 1 日起施行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。